

超勤代休時間 …… 特に長い超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与える観点から、**月60時間を超える超過勤務**について、**代休時間を指定する**制度

〈超勤代休時間の指定の要件〉

➤ 対象職員

月60時間を超える超過勤務を命ぜられた職員

➤ 指定範囲

60時間を超える超過勤務を命じた月の**翌月**及び**翌々月**

➤ 超勤代休時間の指定の単位

4時間又は**7時間45分**（**年次休暇**の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合には、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位とする

➤ 超勤代休時間として指定する時間数の算定

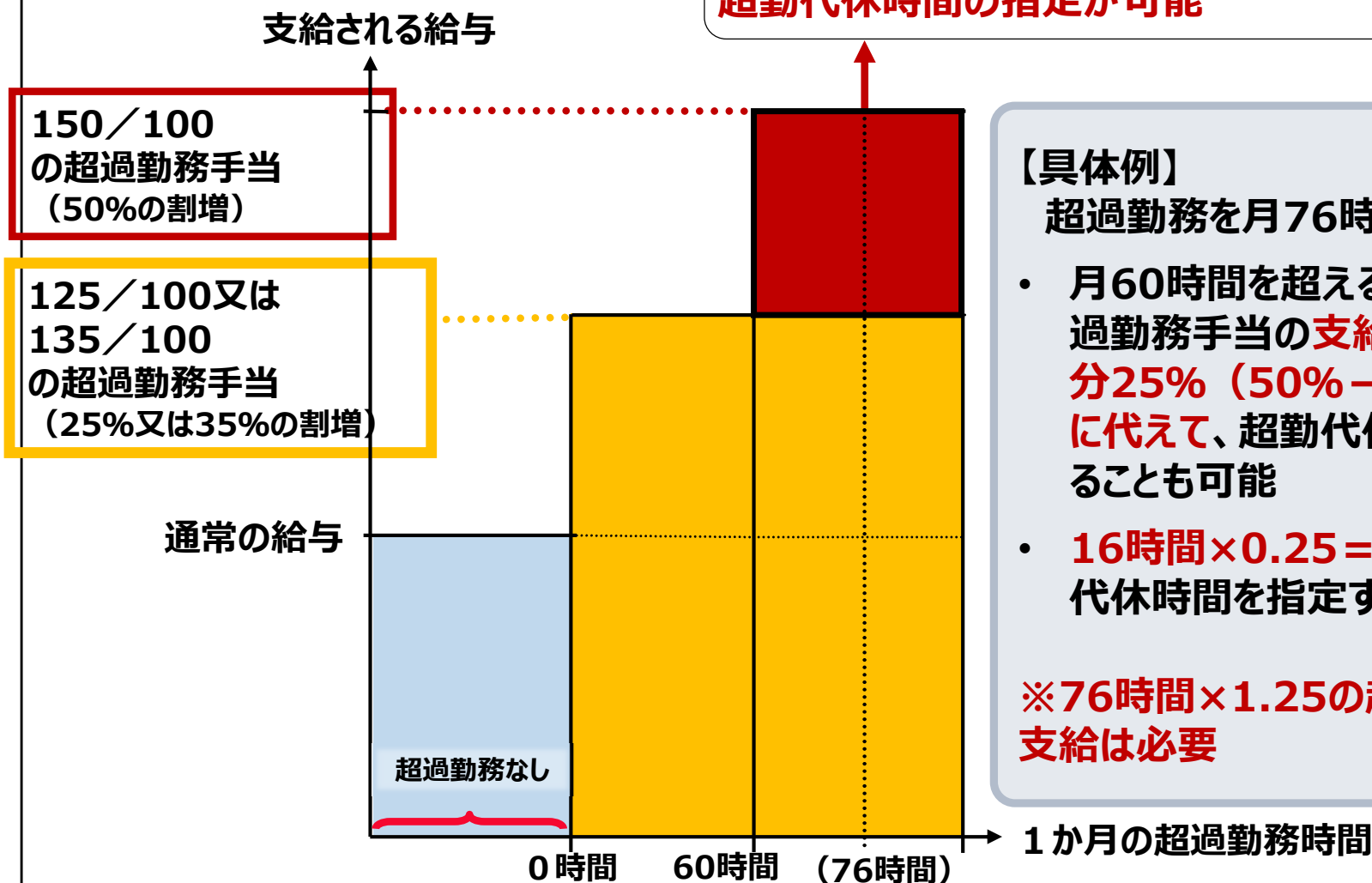
① 通常の勤務日の超過勤務時間数… **$\times 25 / 100$**

② 短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の超過勤務時間数… **$\times 50 / 100$**

③ 週休日の超過勤務時間数… **$\times 15 / 100$**

超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて超勤代休時間を指定する仕組み

超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、
超勤代休時間の指定が可能



【具体例】

超過勤務を月76時間行った場合

- 月60時間を超える16時間分の超過勤務手当の支給割合の引上げ分25% (50% - 25%) の支給に代えて、超勤代休時間を指定することも可能
- $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の超勤代休時間を指定することが可能

※76時間×1.25の超過勤務手当の支給は必要

〈超勤代休時間の指定の要件〉

➤ 指定する時間帯

1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、原則として、**始業の時刻**又は**終業の時刻まで連続する勤務時間**について行う

➤ 職員の意向の尊重

職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しない

〈効果〉

- 特に勤務することを命ぜられる場合を除き、超勤代休時間の職務専念義務は免除される
- 代休時間を指定した分は超過勤務手当の**支給割合引上げ分を支給しない。**

〈指定の手続〉

- 超勤代休時間の指定は、超勤代休時間指定簿により、**超過勤務が60時間を超えた月の末日の直後の俸給の支給定日まで**に行う